

平成30年度決算検査報告（会計検査院）
国立大学法人京都大学に係る事項抜粋

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

- (1) 国立大学法人施設整備費補助金の交付額が適切なものとなるよう、変更申請を要しない「軽微な変更」の範囲を超える場合の基準を具体的に示し、変更申請の手続を適切に実施して、交付決定額の再算定を行うよう改善させたもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)文部科学本省 (項)国立大学法人施設整備費
部 局 等	文部科学本省
補助の根拠	予算補助
補助事業の概要	国立大学法人が行う施設・設備の整備及び不動産の購入に要する経費に対して補助を行うもの
補助事業者 (事業主体)	15 国立大学法人
上記の補助事業者が実施した補助事業数及び補助金交付額	47 補助事業 532 億 1694 万余円(平成 24 年度～28 年度)
特殊工事項目について補助対象経費を再算定した額が当初の算定額より 50%以上又は 5000 万円以上増減している補助事業数	45 補助事業

上記のうち補助金の交付額を再算定した額と実際の交付額に差額が生ずる補助事業数及び補助金交付額	33 補助事業 375 億 7474 万余円(平成 24 年度～28 年度)
上記の補助事業に係る補助金の交付額を再算定した額と実際の交付額の差額	35 億 4060 万円

1 国立大学法人施設整備費補助金の概要

(1) 国立大学法人による施設整備の概要

文部科学省は、国立大学法人施設整備費補助金交付要綱(平成 16 年文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。)に基づき、国立大学法人が行う施設・設備の整備等に要する経費に対して補助を行い、もって大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的として、国立大学法人施設整備費補助金(以下「補助金」という。)を国立大学法人に交付している。

そして、文部科学大臣は、国立大学法人が行う施設・設備の整備等に要する経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付することとなっており、補助対象経費は、施設整備費と設計委託料等の附帯事務費等とに区分され、補助対象経費に対する補助率は定額となっている。

(2) 交付申請額の算定等

国立大学法人施設整備費等要求書・同関係資料作成要領(文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部(平成 30 年 10 月 15 日以前は文教施設企画部)。以下「作成要領」という。)によれば、国立大学法人は、文部科学省に対して、補助事業に必要な一般工事費と特殊工事費とを合計した施設整備費及び附帯事務費から構成される補助対象経費とその算定内訳を記載した書類(以下「実施計画」という。)を作成し、提出することとされている。このうち、一般工事費とは施設・設備等を整備する上で共通的に必要となる部分の整備に要する工事費であり、また、特殊工事費とは立地条件や教育研究上必要となる工事を項目ごとに積み上げた工事費であり、それぞれ次のとおり算定することとされている。

一般工事費は、改修等を実施しようとする面積(以下「補助対象面積」という。)に、一般建物、図書館等の用途区分、階高等ごとに同省が毎年設定している単価を乗ずるなどして算定されている。

また、特殊工事費は、作成要領に列挙された工種ごとに同省が毎年設定している単価に、面積や施工延長、箇所数等の数量を乗じて得た額を積み上げて算定することとされている。

そして、通常、実施計画で算定された施設整備費及び附帯事務費の合計額と同額で交付申請、交付決定が行われることから、実質的に実施計画が交付決定額の内訳を示すものになっている。

(3) 交付決定後の変更申請

交付要綱によれば、国立大学法人は、補助金の交付決定後に補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ、計画変更の承認申請書を文部科学大臣に提出し(以下「変更申請」という。)、その承認を受けなければならないとされている。ただし、一般工事費の算定の基礎となる補助対象面積の2%以内の増又は1%以内の減の変更が生ずる場合等は、「軽微な変更」として、変更申請は要しないとされている。

そして、特殊工事に係る「軽微な変更」については、補助金の具体的な取扱いを定めた「国立大学法人等施設整備費補助金の予算執行事務手続について」によれば、「補助目的を達成するために、特殊工事の範囲(カ所、面積等)を必要最低限の範囲で増又は減する場合」は変更申請を要しないとされているが、「必要最低限の範囲」について、明確な基準は示されていない。

(4) 補助金の実績報告と額の確定

交付要綱等によれば、国立大学法人は、補助事業を完了したときは、検査調書等の書類を添付した実績報告書を文部科学省に提出し、同省は、実績報告書の書類の審査等を行い、実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、国立大学法人に通知することとされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

文部科学省は国立大学法人が行う施設・設備の整備等に要する経費に対して毎年度多額の補助金を交付しており、令和元年度予算における1補助事業当たりの予算額は約2億8000万円に上っている。

そこで、本院は、合規性、経済性等の観点から、交付申請額は適正に算定されているか、交付決定後の変更申請は適正に行われ、それに伴う交付決定額の見直しは適正に行われているかなどに着眼して検査した。

(注1)
検査に当たっては、15国立大学法人が実施した平成27年度から30年度までに完了した建物の新增改築又は改修工事で補助金交付額が1億円以上の47補助事業(補助対象経費計879億3632万余円、補助金交付額計532億1694万余円)を対象として、文部科学本省及び15国立大学法人において、実施計画、交付申請書、実績報告書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注1) 15国立大学法人 弘前大学、筑波大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、山梨大学、名古屋大学、滋賀医科大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、九州大学、佐賀大学、長崎大学、琉球大学の各国立大学法人

(検査の結果)

交付申請時と実績報告時における補助対象経費の内訳がどの程度増減しているかみると、47補助事業のうち46補助事業において、実績数量に基づき実施計画における補助対象経費の算定方法により算定(以下「再算定」という。)した交付額と補助金交付額との間に増減が認められた。

そして、一般工事費については補助対象面積に単価を乗ずるなどして算定することとされていて、補助対象面積に変更がなければ増減しないのに対して、特殊工事費については、面積や施工延長、箇所数等の数量が変更される場合が少なくないことから、上記46補助事業

の特殊工事費の増減の状況を確認したところ、次のとおりとなっていた。

特殊工事費の工種ごとの内訳である基礎、電源設備等の特殊工事項目について、他の補助金における「軽微な変更」の取扱いや1補助事業当たりの平均予算額等を踏まえ、補助対象経費を再算定した額が当初の算定額より50%以上又は5000万円以上増減して「軽微な変更」の範囲を超えていると考えられるものの状況を確認したところ、14国立大学法人^(注2)が実施した45補助事業における特殊工事項目計1366項目のうち372項目あった。そのうち、増加していたものが13国立大学法人^(注3)が実施した39補助事業の150項目(増加額48億9417万余円)ある一方、減少していたものが14国立大学法人が実施した44補助事業の222項目(減少額60億3902万余円)となっていた。そして、これらのうちには、金額で90%以上又は3億円以上減少している特殊工事項目も見受けられた。

特殊工事が大幅に増減した上記の状況について、各国立大学法人は、特殊工事の範囲を大きく変更した場合でも工事の目的に変更がなければ、補助目的を達成するための必要最低限の範囲の増又は減にすぎないとして、変更申請を行っておらず、当初の交付決定額と同額の補助金の交付を受けていた。

しかし、補助目的を達成するための「必要最低限の範囲の増又は減」を超えるかどうかは、増減割合や増減額等を考慮して具体的に判断する必要がある、特殊工事費の工種ごとの内訳である特殊工事項目について補助対象経費を再算定した額が当初の算定額より50%以上又は5000万円以上増減している項目があるにもかかわらず、工事の目的に変更がなければ、一律に「軽微な変更」に該当するとして変更申請を行っていない事態は、国立大学法人が施設・設備の整備等に要する経費に対して補助を行うという補助金の制度の趣旨に照らして、妥当性を欠いていると認められる。

そこで、前記の45補助事業について、事業に係る補助金の交付額を再算定すると、実際の交付額との間に差額が生ずるものは12国立大学法人^(注4)が実施した33補助事業あり、これらに係る補助金の交付額を再算定した額は計340億3414万余円となり、実際の補助金交付額計375億7474万余円との間に35億4060万余円の差額が生じていた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

国立大学法人名古屋大学は、平成26年度に、融合・連携型国際人材育成拠点施設の建設を補助事業として実施した。この補助事業は、一般工事費7億3248万円に、場所打ちコンクリート杭の打設等特殊工事費計6億4912万余円を加算するなどして、補助対象経費を14億5948万円として交付申請を行い、同額で交付決定を受けた。その後、同大学は、実施設計等を行った結果、杭の打設工事を取りやめるなどして特殊工事の範囲を大幅に縮小したが、当初の交付決定と同額とする実績報告書を提出し、額の確定を受けていた。

しかし、実施設計等の結果に基づき特殊工事費を再算定したところ、特殊工事費は実施計画から3億1435万余円減少しており、これを踏まえ交付額を再算定すると、この再算定した額と実際の補助金交付額との間に上記特殊工事費の減少分に相当する3億1752万円が差額として生じていた。

このように、国立大学法人において、補助事業の実施に当たり、特殊工事の範囲を大幅に縮小するなどして交付決定の内容が実質的に変更されているのに変更申請が行われておらず、当初の交付決定額どおりの補助金の交付が行われた結果、補助金の交付額を再算定した

額と実際の補助金交付額との間に差額が生じていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、文部科学省において、補助事業の執行に当たり、交付要綱の特殊工事に係る「軽微な変更」の範囲を超える場合の基準を具体的に示すことなどの必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められた。

(注2) 14 国立大学法人 弘前大学、筑波大学、千葉大学、東京大学、山梨大学、名古屋大学、滋賀医科大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、九州大学、佐賀大学、長崎大学、琉球大学の各国立大学法人

(注3) 13 国立大学法人 弘前大学、筑波大学、東京大学、山梨大学、名古屋大学、滋賀医科大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、九州大学、佐賀大学、長崎大学、琉球大学の各国立大学法人

(注4) 12 国立大学法人 弘前大学、筑波大学、千葉大学、東京大学、名古屋大学、滋賀医科大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、九州大学、佐賀大学、琉球大学の各国立大学法人

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、文部科学省は、国立大学法人施設整備費補助金の交付額が適切なものとなるよう、令和元年8月に事務連絡を発して、特殊工事に係る「軽微な変更」の範囲を超える場合の基準を特殊工事項目の金額の50%を超える変更又は5000万円を超える変更をする場合等と具体的に示し、この基準に基づき変更申請の手続を適切に実施して、交付決定額の再算定を行うことを国立大学法人に周知し、2年度に交付申請を行う補助事業から適用することとする処置を講じた。

- (2) 国立大学法人等が国からの運営費交付金等を財源として取得し資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額について、国立大学法人等業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上することなど、国立大学法人等業務実施コスト計算書に計上する減損額の範囲を明確に示し、各国立大学法人等に周知することなどにより、国民負担コストが適切に開示されるよう改善させたもの

科 目	国立大学法人等業務実施コスト計算書 損益外減損損失相当額
部 局 等	文部科学本省
検 査 の 対 象	文部科学本省、17 国立大学法人
国立大学法人等業務実施コスト計算書の概要	一会計期間に属する国立大学法人等の業務運営に関し、国民の負担に帰せられるコストを一元的に集約して表示するもの
運営費交付金等を財源として取得した資産に係る減損額を損益外減損損失相当額に計上していなかった国立大学法人数及び減損額(1)	8 国立大学法人 3 億 9546 万円(平成 25 年度～29 年度)

授業料、寄附金等を財源として取得した資産に係る減損額を損益外減損損失相当額に計上していた国立大学法人数及び減損額(2)	6 国立大学法人	9866 万円(平成 25 年度～28 年度)
(1)及び(2)の純計	13 国立大学法人	4 億 9412 万円(平成 25 年度～29 年度)

1 制度の概要

(1) 財務諸表の作成と会計基準

国立大学法人等は、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づき、毎事業年度(以下、事業年度を「年度」という。)、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他文部科学省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成することとなっている。そして、国立大学法人法施行規則(平成 15 年文部科学省令第 57 号)によれば、上記で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書(以下「業務実施コスト計算書」という。)等とするとされている。また、国立大学法人等がその会計を処理するに当たっては、国立大学法人会計基準(平成 16 年文部科学省告示第 37 号。以下「会計基準」という。)等に従うこととされており、国立大学法人等は、その公共的な性格から正確な情報開示を行わなければならないと、さらに、多数の法人が同種の業務を行うため、当該法人間における会計情報の比較可能性を強く要請されることから、一定の事項については個々に判断するのではなく、統一的な取扱いをする必要があることに留意する必要があるとされている。

(2) 固定資産の減損の概要等

国立大学法人等が保有する固定資産は、会計基準第 84 によりその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された償却資産(以下「特定償却資産」という。)、非償却資産、資産見返負債を計上している固定資産等に分類される。

そして、国立大学法人等が保有する固定資産の減損処理に係る取扱いについては、固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準(平成 17 年 12 月 22 日設定。以下「減損会計基準」という。)等が適用されている。

減損会計基準等によれば、固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画等の想定に照らし、著しく低下しているなど、固定資産に減損が生じている可能性を示す事象の有無を把握した上で、減損を認識した場合は、当該固定資産の帳簿価額を固定資産の時価から処分費用見込額を控除して算定される額等まで減額する会計処理を行わなければならないこととされている。

(3) 資産見返負債を計上している固定資産等の概要

会計基準等によれば、国立大学法人等が固定資産を取得した際、取得した固定資産が運営費交付金、授業料又は寄附者がその用途を特定した寄附金等により支出された場合で、当該資産が償却資産等であるときは、その金額を運営費交付金債務等から貸借対照表の固定負債である資産見返運営費交付金等に振り替えることとされている。

そして、減損会計基準等によれば、特定償却資産、非償却資産及び資産見返負債を計上

している固定資産に係る減損額については、その減損が、国立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、損益計算書上の費用には計上しないこととされている。そして、減損を認識した固定資産が、特定償却資産又は非償却資産である場合は、貸借対照表の損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上し、貸借対照表の資産見返負債を計上している固定資産である場合には、資産見返負債を減額することとされている。

(4) 業務実施コスト計算書の概要

会計基準等によれば、業務実施コスト計算書の作成目的は、納税者である国民の国立大学法人等の業務に対する評価及び判断に資するため、一会計期間に属する国立大学法人等の業務運営に関して、教育・研究や固定資産の取得等に係るコストのうち、税金等を原資とする国からの運営費交付金等を財源とする最終的に国民の負担に帰せられるコスト(以下「国民負担コスト」という。)を損益外のものも含めて一元的に集約して表示することとされている。そして、会計基準等によれば、業務実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減損損失相当額等の科目に区分して表示しなければならないとされており、例えば、業務費用の科目については、上記のとおり、国からの運営費交付金等を財源とするコストは国民負担コストに該当するため、国立大学法人等の損益計算書上の費用から控除すべき収益とはされていないのに対して、税金等を原資としない国以外の者から受領した授業料、寄附金等を財源とするコストは国民負担コストに該当しないため、授業料、寄附金等は国立大学法人等の損益計算書上の費用から控除すべき収益とされているなど、業務実施コスト計算書に計上すべきコストの範囲が明確に示されている。

一方、損益外減損損失相当額の科目については、業務実施コスト計算書の作成の趣旨に沿って、国民負担コストに該当する減損額は計上し、国民負担コストに該当しない減損額は計上すべきではないのに、会計基準等において、国立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額とされているのみで、業務実施コスト計算書に計上すべきコストの範囲が明確に示されていない。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、正確性等の観点から、国民負担コストを損益外のものも含めて一元的に集約して表示するとされている業務実施コスト計算書において、減損額が業務実施コスト計算書の作成の趣旨に沿って適切に計上されているかなどに着眼して、17国立大学^(注1)法人の平成25年度から29年度までの財務諸表を対象として、文部科学本省及び17国立大学法人において、業務実施コスト計算書に関する資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 17国立大学法人 東北大学、筑波大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、山梨大学、名古屋大学、三重大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、鳥取大学、岡山大学、高知大学、九州大学、佐賀大学、長崎大学の各国立大学法人

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 運営費交付金等を財源として取得した資産に係る減損額が計上されていなかったもの

前記のとおり、特定償却資産及び非償却資産のうち、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額については、貸借対照表の損益外減損損失累計額に計

上することとなっている。また、資産見返負債を計上している固定資産のうち中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額については、貸借対照表の資産見返負債を減額することとなっている。

そこで、25年度から29年度までの間に、8国立大学法人が資産見返負債を減額するなどの減損額4億5178万余円についてみたところ、業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上されていなかった。

しかし、25年度から29年度までの間に、8国立大学法人において、損益外減損損失相当額に計上していなかった減損額のうち3億9546万余円は、国からの運営費交付金等を財源として取得した資産に係る減損額であり、国民負担コストに該当するのに、業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上されていなかった(表1参照)。

(注2) 8国立大学法人 筑波大学、東京大学、三重大学、京都大学、神戸大学、鳥取大学、岡山大学、長崎大学の各国立大学法人

表1 運営費交付金等を財源として取得した資産に係る減損額が計上されていなかったもの

(単位：千円)

国立大学法人名	年度	国民負担コストに該当する のに、計上されていなか った減損額	国立大学法人名	年度	国民負担コストに該当する のに、計上されていなか った減損額
筑波大学	平成 25	86,272	神戸大学	29	3,502
	26	987	鳥取大学	26	707
	27	3,307	岡山大学	27	1,226
東京大学	28	19,826		28	1,385
	29	11,101		29	10,237
三重大学	27	2,553	長崎大学	29	32,294
京都大学	25	37,578	計		395,469
	26	187			
	27	1,478			
	28	176,936			
	29	5,886			

(注) 単位未満を切り捨てているため、計上されていなかった減損額の合計と計欄は一致しない。

(2) 授業料、寄附金等を財源として取得した資産に係る減損額が計上されていたもの

6国立大学法人は、特定償却資産、非償却資産及び資産見返負債を計上している固定資産のうち、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額計32億8163万余円を業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上していた。

しかし、25年度から28年度までの間に、6国立大学法人において、損益外減損損失相当額に計上していた減損額のうち9866万余円は、授業料、寄附金等を財源として取得した資産に係る減損額であり、国民負担コストに該当しないのに、業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上されていた(表2参照)。

(注3) 6国立大学法人 東北大学、東京大学、東京医科歯科大学、名古屋大学、大阪大学、佐賀大学の各国立大学法人

表2 授業料、寄附金等を財源として取得した資産に係る減損額が計上されていたもの

(単位：千円)

国立大学法人名	年度	国民負担コストに該当しないのに、計上されていた減損額
東北大学	平成28	44,942
東京大学	26	11
東京医科歯科大学	25	25,126
名古屋大学	25	4,593
	26	1,435
	27	3,300
	28	47
大阪大学	27	9,108
	28	5,404
佐賀大学	28	4,695
計		98,666

(注) 単位未満を切り捨てているため、計上されていた減損額の合計と計欄は一致しない。

このように、各国立大学法人の業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額において、国からの運営費交付金等を財源として取得した資産に係る減損額が計上されていなかったり、国以外の者から受領した授業料、寄附金等を財源として取得した資産に係る減損額が計上されていたりしており、国民負担コストを損益外のものも含めて一元的に集約して表示することとされている業務実施コスト計算書の作成の趣旨に沿ったものとなっていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、文部科学省において、各国立大学法人等に対して、業務実施コスト計算書の損益外減損損失相当額に計上する減損額の範囲を明確に示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、文部科学省は、各国立大学法人等に対して、国民負担コストが適切に開示されるよう、令和元年8月に事務連絡を発し、国立大学法人等が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額のうち、国からの運営費交付金等を財源として取得し資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額については損益外減損損失相当額に計上することなど、業務実施コスト計算書に計上する減損額の範囲を明確に示し、周知する処置を講じた。